

8月定例教育委員会 資料	
年月日	平成29年8月30日
担当課	学校保健給食課

議案第30号 鳥取市学校給食費徴収規則の制定について

鳥取市学校給食費徴収規則を制定する規則案要綱

1 制定の目的

学校給食費は、学校給食法(昭和29年法律第160号)第11条第2項の規定に基づき、学校給食の提供を受ける児童又は生徒の保護者が負担することとなっています。

現在、本市の学校給食費は、学校ごとに口座振替または現金により集金する「私会計」方式により運営してきましたが、平成30年4月からは、市の歳入歳出予算で管理する「公会計方式」での運営に移行するため、必要な事項を定めることを目的とします。

2 制定の内容

- (1) この規則の趣旨を定めることとします。(第1条関係)
- (2) 用語の定義について定めることとします。(第2条関係)
- (3) 学校給食の申込み、徴収対象者について定めることとします。(第3条、第4条、第12条、第13条、様式第1号、様式第2号関係)
- (4) 学校給食費の額、額の通知、納入方法について定めることとします。(第5条、第6条、第7条、別表関係)
- (5) 学校給食費の特例として給食実施日数から控除する場合を定めることとします。(第8条、第9条、第10条、第11条関係)
- (6) 給食費の徴収管理等について定めることとします。(第14条、第15条、様式第3号関係)
- (7) この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めることとします。(第16条関係)

3 施行期日

この規則は、平成30年4月1日から施行することとします。

鳥取市学校給食費徴収規則の制定について

鳥取市学校給食費徴収規則を次のように制定する。

平成29年8月30日

鳥取市教育委員会
教育長 尾室高志

鳥取市学校給食費徴収規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校において実施する学校給食に係る学校給食費の徴収等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食費 学校給食法(昭和29年法律第160号)第11条第2項の規定により保護者が負担すべき学校給食に要する経費をいう。
- (2) 学校 鳥取市立学校条例(昭和39年鳥取市条例第5号)に定める小学校、中学校、及び義務教育学校をいう。
- (3) 保護者 学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者をいう。

(学校給食の申込み)

第3条 学校において学校給食を受けようとする児童又は生徒(以下「児童等」という。)の保護者は、学校給食申込書(様式第1号)により市長に対して申し込まなければならない。

(学校給食費の徴収対象者)

第4条 市長は、学校において学校給食を受ける児童等の保護者から学校給食費を徴収する。

(学校給食費の額)

第5条 学校給食費の1食の単価の額は、別表のとおりとする。

- 2 市長は、前項に定める額に、1月当たりの学校給食実施日数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を月額として徴収する。

(学校給食費の額の通知)

第6条 市長は、前条の規定により学校給食費の額を決定したときは、速やかに保護者に通知する。

(学校給食費の納入方法)

第7条 保護者は、前条で通知のあった学校給食費を徴収する月(毎年6月、8月、10月、12月、翌年の2月及び4月)の各月末までに口座振替又は納入通知書により納入しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、別に納期限を定めることができる。

- 2 市長は、口座振替の方法により学校給食費を納入する場合において、口座振替による納入がなされなかった場合は、2回を限度に再振替を行う。

(学校給食費の特例)

第8条 児童等が次の各号のいずれかに該当する場合は学校給食実施日数から控除する。

- (1) 長期欠食の届出をして、学校給食を受けなかったとき。
- (2) 食物アレルギー対応を開始して、学校給食を受けなかったとき。
- (3) 年度の途中において、学校の児童等として就学したとき又は就学しなくなったとき。
- (4) その他市長が必要と認めたとき。

(長期欠食の届出)

第9条 前条第1号の長期欠食の届出とは、児童等が入院等の理由で連続5日以上の間、学校給食を受けないことを希望するときとする。

(食物アレルギーの対応)

第10条 第8条第2号の食物アレルギー対応の開始及び解除については、鳥取市教育委員会が定める鳥取市学校給食における食物アレルギー対応マニュアル(平成26年3月25日制定)によるものとする。

(学校給食の停止及び再開の届出)

第11条 児童等の保護者は、第8条の規定により学校給食の実施の停止を希望するとき又は学校給食の実施を停止された児童等が学校給食の実施の再開を希望するときは、停止を希望する日又は再開を希望する日から5日前までに学校給食申込変更届出書(様式第2号)により市長に届け出なければならない。

- 2 前項の学校給食の停止又は再開の届出の日から当該学校給食の停止若しくは再開を希望する日までの期間並びに第9条に定める期間の計算については、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を含めないで算定するものとする。

(学校給食申込み変更)

第12条 児童等の保護者は、第3条の申込み内容に変更がある場合は、前条の規定を準用する。

(学校給食費に相当する経費の徴収)

第13条 市長は、第4条に定める者のほか、教職員、給食調理員等に学校給食を提供することができる。この場合において、市長は、学校給食の提供を受けたものから学校給食費に相当する経費を徴収する。

- 2 前項の学校給食費に相当する1食の単価の額は、次の各号に掲げる区分に応じた別表に定める額とする。

- (1) 小学校に準じた学校給食を提供したとき 当該学校給食センターの設置区域の小学校の単価
- (2) 中学校に準じた学校給食を提供したとき 当該学校給食センターの設置区域の中学校の単価
- (3) 第1項の学校給食費に相当する経費の算定及び徴収方法については、第5条、第6条及び第7条

の規定を準用する。

(督促)

第14条 学校給食費の督促は、督促状(様式第3号)により行うものとする。

(学校給食費の遅延損害金)

第15条 市長は、第7条第1項に規定する納付期限から1年を経過し、未納の学校給食費の一括納付又は分納に応じない場合においては、その学校給食費に、当該納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を徴収することができる。

- 2 前項の遅延損害金の算定については、鳥取市税外収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条

例（昭和36年鳥取市条例第14号）第5条第1項ただし書の規定を準用する。

（委任）

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

各学校給食センターの1食単価表

学校給食センターの設置区域	第一・第二・湖東 (鳥取)	国府 (国府・福部)	河原 (河原・用瀬・佐治)	気高	鹿野	青谷
小学校	284円	273円	273円	273円	273円	280円
中学校	322.5円	317円	309円	317円	317円	317円
備考 義務教育学校の単価については、学校給食センターの設置区域に応じて、義務教育学校の前期課程にあつては小学校の単価を、義務教育学校の後期課程にあつては中学校の単価をそれぞれ適用する。						

提案理由

鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校において実施する学校給食に係る学校給食費の徴収等に関して、必要な事項を定めるためである。

学 校 給 食 申 込 書

年 月 日

鳥取市長 様

保 護 者 等 郵 便 番 号 -
(納 付 義 務 者) 住 所

ふりがな
氏 名 ㊟

私は、鳥取市学校給食費徴収規則第3条の規定により、次のとおり申し込みします。

学校給食の提供を受ける児童・生徒について	学 校 名	鳥取市立 学校	学 年	年	
	ふりがな 氏 名				
	住 所	〒 -			
	どちらかに 印をつけてください。				
		1 学校給食を希望します。			
		2 家庭から弁当を持参します。(理由をご記入ください。)			
	(理由)				

備考

- 1 この申込書は、鳥取市立の小学校から中学校を卒業(市外に転校)するまで継続されます。児童等ごとに記入し、学校に提出してください。
- 2 食物アレルギー等の場合は、学校にご相談してください。

学校長は内容確認後、鳥取市教育委員会に提出してください。

(学校長確認欄)
チェック <input type="checkbox"/>

学校給食申込変更届出書

年 月 日

鳥取市長 様

保護者等 郵便番号 -
住 所

ふりがな
氏 名

印

私は、鳥取市学校給食費徴収規則(第11条・第12条)の規定により、学校給食の提供について変更が生じたので、次のとおり届出します。

学校給食の提供を受ける児童・生徒について	学校名	鳥取市立	学校	学年	年
	ふりがな 氏 名				
	変更内容	該当する番号に を つけてください。 1 給食期間の変更 (学校給食の 停止、再開等) 2 住所の変更 3 氏名の変更 4 保護者の変更 5 その他 ()	【変更前】 【変更後】		
	変更年月日 (停止・再開)	平成	年	月	日

備考

- 1 この届出書は、児童等ごとに記入し、給食の停止又は再開を希望するときは5日前(土日等含まない)までに市(学校)に提出してください。
- 2 給食の停止については、連続5日以上(土日等含まない)欠席することにより発生する給食分のみ、給食費に反映します。
- 3 病気等で給食を受けることができない場合は【変更後】の欄に理由を記入してください。

学校長は内容確認後、鳥取市教育委員会に提出してください。

(学校長確認欄)

チェック

様式第3号（第14条関係）

(表面)

加入者名	鳥取市会計管理者	口座番号	
------	----------	------	--

督 促 状（兼領収証書）

必ず裏面をお読みください。

様

年 度		月	
通 知 書 番 号			
給 食 費			
遅 延 損 害 金			
合 計 額			
発 行 日			
納 期 限			

納 付 場 所
裏面に記載の鳥取市指定金融機関・指定代理金融機関・収納代理金融機関(納期限内に限る)

(裏面)

<p><input type="checkbox"/></p> <p>表記の金額を至急市指定金融機関等に納付してください。</p> <p>鳥取市長 印</p> <p>この督促状と行き違いに納付された場合はご了承ください。</p>	<p>納付場所 (省略)</p>
--	------------------